

北名古屋市市制施行20周年記念ロゴマーク
及びキャッチフレーズ使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、別図に定める北名古屋市市制施行20周年記念ロゴマーク及びキャッチフレーズ(以下「20周年ロゴマーク等」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(20周年ロゴマークの使用)

第2条 20周年ロゴマーク等を使用しようとする者は、あらかじめ政策調整課長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 市及び市職員が北名古屋市市制施行20周年記念事業に関し使用するとき。
- (2) 市及び市職員が北名古屋市市制施行20周年記念事業に関し広報や周知を目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) 営利を目的としないで、個人的に家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用するとき。

(使用の承認申請)

第3条 前条の承認を受けようとする者は、北名古屋市市制施行20周年記念ロゴマーク及びキャッチフレーズ使用承認申請書(様式第1。以下「使用承認申請書」という。)に必要書類を添えて、政策調整課長に提出しなければならない。

(使用承認)

第4条 政策調整課長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該

当する場合を除き、20周年ロゴマーク等の使用を承認するものとする。

- (1) 法令若しくは公序良俗に反し、又はそのおそれがあるときと認められるとき。
 - (2) 特定の政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがあるときと認められるとき。
 - (3) 不当な利益を得るために使用すると認められるとき。
 - (4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又はそのおそれがあるときと認められるとき。
 - (5) 市の品位を傷つけ、又はそのおそれがあるときと認められるとき。
 - (6) 前各号に定めるもののほか、政策調整課長が使用について不適當であると認めるとき。
- 2 政策調整課長は、前項の規定による申請を承認するときは、北名古屋市市制施行20周年記念ロゴマーク及びキャッチフレーズ使用承認通知書（様式第2）により通知するものとする。
- 3 政策調整課長は使用承認に際し、必要な条件を付すことができる。
- 4 20周年ロゴマーク等の使用承認を受けた事業は、事業の広報物に「市制20周年記念事業」と表記することができる。

（使用者の遵守事項）

第5条 20周年ロゴマーク等の使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用に際し次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認申請書に記載し承認を受けた目的及び用途にのみ使用すること。

(2) 指示された色、形状、形式等に沿って正しく使用すること。

(3) 20周年ロゴマークを表示した使用対象物件又はその形状のわかる写真を速やかに政策調整課長に提出すること。

(使用承認期限)

第6条 使用の承認期限は、令和9年3月31日までとする。

(使用料)

第7条 使用料は、無料とする。

(申請内容の変更)

第8条 使用者が申請内容を変更しようとする場合は、あらかじめ北名古屋市市制施行20周年記念ロゴマーク及びキャッチフレーズ使用変更承認申請書(様式第3)を政策調整課長に提出し承認を受けるものとする。ただし、使用期間の延長はできないものとする。

2 政策調整課長は、前項に規定する申請書が提出されたときは、その内容を審査し、20周年ロゴマーク等の使用を承認するときは、北名古屋市市制施行20周年ロゴマーク及びキャッチフレーズ使用変更承認通知書(様式第4)により通知するものとする。

(使用承認の取消し)

第9条 政策調整課長は、使用者がこの要領又は使用承認申請書に記載し承認を受けた内容に違反していると認められるときは、20周年ロゴマーク等の使用承認を取り消すことができる。

2 前項の規定により使用承認を取り消された者は、20周年ロゴマークを表示した使用対象物件を使用してはならない。

3 政策調整課長は、使用承認を取り消されたことにより生じた損害については、賠償する責任を負わないものとする。

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、政策調整課長が定める。

附 則

この要領は、令和7年8月18日から施行する。